

## 天聰年間における朝鮮の歳幣について

江嶋, 寿雄

<https://doi.org/10.15017/2244131>

---

出版情報 : 史淵. 101, pp.39-62, 1969-11-30. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 天聰年間における朝鮮の歳幣について

江 嶋 寿 雄

## 序

- 一、歳幣の交渉について
  - 二、歳幣の回数について
  - 三、歳幣の品目について
  - 四、歳幣の数量について
- 結

## 序

清朝勃興期の満鮮の關係交渉についてはすでに優れた究明がなされてをり、稲葉岩吉博士の「光海君時代の満鮮關係」、田川孝三氏の「毛文龍と朝鮮との關係について」等の雄篇があり、更に最近神田信夫氏、鷲淵一氏等によって研究が深められつつある。<sup>(註)</sup> 田川氏のもは論題は毛文龍と朝鮮の關係となつてゐるが、満鮮間に介在して当時の後金、朝鮮、明の三國關係に大きな影響を与えた毛文龍の活躍を中心とする論究であるから、当然満鮮關係が詳論されている。さて勃興期の清朝即ち後金と朝鮮との關係を概観するとき、その關係を転換させた画期的事件として清の太宗による二回の朝鮮征伐、即ち朝鮮でいう丁卯の乱と丙子の乱が挙げられる。前者の結果、後金(清)と朝鮮とは兄弟の關係を、後者に因り、君臣の關係を締結して、夫々の時期を界として両國の關係はそれ以前と一変するのである。

さて丁卯の乱の原因として田川氏は後金側において太祖時代にとられた対朝鮮主和主義に對する太宗の主戰主義を挙げ、その主戰主義の由つて來たる原因として、第一に毛文龍の東江鎮による後金國の後方攪亂と、毛文龍を援助する朝鮮の癸亥反正後の親明事大の態度を挙げられる。次いで太宗が征朝鮮の決意を促進させられたものとして、朝鮮からの亡命者韓濶韓義の投金に触れ、最後にその遠征の經濟的原因として、朝鮮との媾和親善により、後金國內の貧弱な物資を朝鮮より補わんと考えていたといわれ、故に戦後直ちに多くの歳幣を強要し、中江、会寧に開市を強制して貿易の利を収めたこと、更に満洲の資源保護のため、犯越採蔘の禁止を要求したことを挙げられている。本論文は主としてこの第三の經濟的原因を充たすものの一として挙げられ、戦後後金が可なり大きな期待を寄せた様に考えられる朝鮮の歳幣について、その実態と変遷を究明するものである。ここで歳幣とは毎年定期的に義務づけられた貢獻の意に用いるものとする。

### 一、歳幣の交渉について

媾和前後の史料として朝鮮側の李朝実録をまず見てみる。仁祖五年二月には媾和の使者が双方から往来しているが、二月己亥胡差（後金使者）の朝鮮に贖した後金側の答書によれば

大金國二王子答書于朝鮮國王。兩國和好言美事。貴國衷心要和。不必仍事南朝絕其交往。而我國為兄。貴國為弟。若南朝愼怒。有我隣國相近。何懼之有。……

とあり、後金側は歳幣について言及していない如くである。二月丙午の条によれば、姜弘立、朴蘭英が金使劉海と偕に來たとき、朝鮮側では御前會議が行われているが、そのなかの甲景楨の言に

聞賊將欲得木綿四萬匹。牛四千頭。綿紬四千匹。布四千匹。而他物稱是云矣。

とあるが、これは媾和に際しての戦費賠償に相当するものであり、歳幣をいうのではない。続いて李廷龜が接待の役を買って出たとき、國王は質子の拒否すべきことをいい、続けて、「而至於歳幣。則答之以物力蕩殘無以辨出可矣。」と指示し

ている。劉海が江華島に来たとき、歳幣の要求があったことが伺える。それに対して朝鮮は物力蕩残して、それに応じられないことを以て拒否しようとしているのである。やがて朝鮮側は、宗室李玖を挾んで原昌君と号し、王弟と称して媾和のために派遣することになるが、その時に当り、「千首牛。四千匹紬。雖搜括民間。不可易得。如之何。」という状態にも拘らず、結局、木綿一萬五千匹。綿紬二百匹。白苧布二百五十匹。虎皮六十張。鹿皮四十張。倭刀八柄。鞍具馬一匹を以て媾和の礼物としている。<sup>(註3)</sup>この時朝鮮国使の原昌君が後金二王子のもとに齎らした国書には、和好の後に退兵を希望し、兩國封疆を守り、禁約を遵守せんことを述べた後に、

且念交際礼贖。在情不在物。待強相要素然後應副哉。劉差来时。所索物件極多。断非弊邦所能辦得。曾見貴書。有不法爲凶財之語。足見貴国輕財重義之意。茲与劉差商確停當。開具別幅。以爲表信之資。

とある。交際礼贖とは歳幣を主として意味するが、後金側は歳幣と考え、一定額を要求し、朝鮮側は交隣親善の交際における礼贖贈与として、友好の情を主とし、物の多少を問うべきでないことを主張し、ましてその間に強制要素が行われるべきではないと述べている。右文はここまですが歳幣についての言であり、次の「劉差来时、所索物件極多。」以下は原昌君の齎した戦費賠償に関する記述である。劉海の江華島第一次交渉においては、朝鮮側は歳幣を物力蕩残を理由に拒否しようとするが、それは到底許さるべくもない。そこで朝鮮は交隣友好の交際においては、和好の精神が主要で、贈与の物資の多寡は問題にすべきでないことを後金側に申し入れているのである。

この時は朝鮮の国書に明天啓の年号が在ったことから和議を後金側は承認せずして紛糾するが、やがて後金側からの「欲一戦以較勝負。若然大丈夫事也。即遣令弟与大臣。敢約日合戦。或勝或負。再定盟約。不為遲也。」という脅迫的通牒を受けた仁祖は、三月庚午の夜に江華島離宮の大庁において再来した金使劉海と和議を誓約した。しかし李朝実録はこの時の朝鮮側の誓文中の歳幣のことを記載していないのみか、「我兩國已講定和好。今後各遵約誓。各守封疆。毋争競細故非理徵求……」という文句すら見えている。強制的な歳幣贈与の要求は承認出来ないというのである。この時後金側代表と

して立誓に立会い、その後朝鮮の重臣等と共に誓約に當った南木太の誓辭にも歳幣に言及したものを李朝実録は記録していない。歳幣に重きをおかない、或は触れない態度を朝鮮はとり続けているのである。歳幣に言及しない誓約書が後金側二王子に齎らされ、それに対する答書として朝鮮に送られた後金の二王子阿敏と諸將の誓文の略述が李朝実録仁祖五年三月甲申の条に見えるが、その末尾に「我怎麼不知道年年進貢南朝」とあるのを、尹昉は「胡書末端。中朝進貢之語。意在歳幣。」と解している。南朝即ち明に朝貢しているのを知っているぞという文章があるのは、後金へも歳幣を贈送すべきことを間接にいつているのだと解されるというのである。逆にいえば明らかさまな歳幣の要求は誓文中にないことを示している。この記載にも後金の歳幣要求はないこと、若し贈与するにしてもそれは朝鮮側の友好を示すだけでよいとする歳幣寡少化の態度が見られる。

媾和交渉の際に種々の条件が双方から提出され、論判されることは当然であるから、次に後金側が歳幣を何時、どの様に提示し要求したか、その態度を後金側の史料によって検討してみる。天聰元年（仁祖五年）二月、劉興祚（朝鮮でいう劉海）の第一次江華島派遣の時、朝鮮側との交渉を清太宗実録天聰元年二月辛己には次の様に述べている。

興祚曰。今日之事。成敗在於俄頃。爾欲修好議和。可遣汝親子弟一人。往盟諸天地。汝國所産財産牲畜。毎年循礼貢獻。爾親定額數。事後。我即旋軍。

満文老檔にも同じ意味の記述がされている。

劉興興祚は「汝等が事件を落着させなければ、汝の実子か肉身の弟がゐれば一人遣はせ。

また汝の領内から出る財物、家畜を毎年どのやうに差し出すか、それを汝の口で約束せよ。さやうに事が落着すれば、我等の軍は還らう。」

毎年循礼貢獻、（毎年どのやうに差し出すか、）即ち歳幣が媾和の主要な条件として要求されているのである。これに対して朝鮮側が物力蕩残を理由に拒否しようとしたことは先に述べた。更に後金側に齎らされた朝鮮の媾和誓書についても清

太宗実録天聰元年三月乙酉には

自盟之後、朝鮮国王李倬應進滿洲国皇帝礼物。若違背不進。或不以待明国使臣之礼待滿洲国使臣。仍与滿洲結怨。修築城池。操練兵馬。或滿洲俘獲編入戸口之人。逃回朝鮮。容留不行遣還。或違王所言。与其遠交明国。毋寧近交滿洲之語。當告諸天地。征伐之。：

とあって、媾和の諸条件のなかで歳幣のことを第一に記録しているのである。実録に滿洲国皇帝と記しているのは明かに後の修改であり、朝鮮の誓文は金国汗とあったであろう。滿文老檔には「マンジュ国の汗に送って来るものを送って来ず背き、マンジュ国の遣はした使者を、ニカンの使者のやうに敬はなくなり……」とある。この様に後金側が媾和条件の第一におく歳幣が、李朝実録では記載がなく、「非理徵求」を拒絶し、友好の精神面を強調する記録になっているのである。同じ媾和交渉が朝鮮と後金と夫々に異った記載の史料を残しているが、歳幣についての態度は双方に可なり大きな差異があったことが伺われる。簡単にいえば、後金は勝者の態度で媾和に臨み、朝鮮は敗者たるを認めまいとし、平等の立場を保持しようとしたのである。即ち媾和を余儀なくされ、強制される側の朝鮮は、可能ならば不利な媾和を避けて、ただ侵入軍の撤退を求め、以後各自封疆を守って相侵することがなければ最も満足であり、次善にしても対等の善隣友好に止め、いはば城下の誓に類する歳幣の贈遣を約する如きは極力避けたいのである。故に歳幣に関する事項は努めて問題にせず、両国関係の在り方として友好の精神面を重視する態度を強調し、交隣の経済面の約束を避ける態度を一貫して採ったのである。そのことが史料の取捨記載において、両国の差異となって現れており、逆に云えば、史料に表れた差異が、媾和交渉における両国の態度の差異を示しているのである。

天聰元年四月甲寅、朝鮮遠征軍を率いて阿敏は瀋陽に凱旋した。朝鮮国使原昌君李玖（清朝実録には李覚とす。）は回軍に同行、瀋陽に至った。十八日太宗に朝見の礼を行い、二十五日賜宴、五月三日賜贈を受け、五日帰国の途について。その帰国を伴送して、劉興祚、英俄爾泰が朝鮮に派遣された。この時朝鮮国王（仁祖）李倬に送った後金の国書には「至

毎年往来之礼。王自知之。」とあった。李朝仁祖実録仁祖五年五月乙未の条に載せる胡汗書は、清太宗実録天聰元年五月庚午の条に見える国書と大意は同じものであるが、上の「毎年往来之礼。王自知之」の文意は全く省略されている。往来之礼或は交際礼贐を朝鮮側は義務づけられた歳幣貢献としたくなかったのである。ただ仁祖実録には六月朔丙申の条に、接待官の李廷龜と劉興祚、英俄爾岱(龍骨大)との問答を記しているが、そのなかに

劉差曰。貴国回礼。今不必為式。明年定其数目可也。臣力言。兩國礼单各以土産。豈可預定数目。劉与龍再三問其数目。其意叵測。臣曰。貴国一番送礼。我国一番送礼。数目之説。殊其未安。劉与龍相目而笑矣。

とあり、金使劉興祚と英俄爾岱が歳幣数目を預定しようとし、朝鮮側がそれを避けようと努めたことが窺れる。この交渉の結末は明かでないが、結果的には数目の決定はなされず、後金国書に在る如く朝鮮側の自由裁量に任されたものの様である。かく数目交渉は朝鮮側の線で一時的に切られたが、金使の帰国に際して朝鮮の遣使沈正笏、朴蘭英が同道して瀋陽に到り、朝鮮国王の書と方物を齎献した。天聰元年七月の第一回歳幣はそれである。

二、歳幣の回数について

清太宗実録の天聰年間における朝鮮よりの歳幣と考える貢献の記録を次に表示する。

(A表)

年	月	記	事
元年	七月	齎書及方物	
元年	一月	拝貢秋季方物	
年	月	記	事
二年	二月	貢春季礼物	
二年	八月	来貢秋季方物	

三年	正月	来貢礼物	六年	九月	貢秋季方物（却下）
三年	九月	進貢秋季礼物	六年	十二月	所定貢額止給十分之一（却其貢物）
四年	二月	進貢春季方物	七年	正月	貢春秋二季方物（六年秋季）
四年	八月	貢秋季方物	七年	五月	来貢礼物（七年春季）
五年	正月	来貢春季方物（悉却之）	八年	二月	貢方物
五年	三月	来貢春季方物	八貢	十月	不腆土儀聊表微忱
（五年 八月）		（来貢秋季方物）	九年	三月	貢春季礼物
五年	十二月	貢元旦方物	九年	十月	敬將土物聊表微忱
六年	正月	陳貢物於庭	十年	三月	獻春季礼

以上の表につき若干の説明を附する。五年正月の春季方物は、額数漸減の故を以て悉くこれは却下されたので、三月に改めて春季方物の貢賦が行われた。五年八月の分は太宗実録には記載がないが、満文老檔五年八月三十日の記事によれば、八月十一日に使者以下一〇九人が馬七十二頭で財貨を送って来たことが知られ、これが五年の秋季方物であると見て間違いないから補足した。五年十二月の来貢品は、当然次年正月の「陳貢物於庭」の貢物であるから、六年春季方物である。従って五年分は三月と八月の分だけである。六年十二月の貢賦は次年七年春季分らしく見えるが六年秋季分であり、後で

触れるごとく、六年十一月に歳幣額数の増加を後金が要求したのに比して少額に過ぎたので却下された記事である。朝鮮は急いで貢物を追加増額して、後金側の要求に近づけ、七年正月に改めて貢献をした。これを後金側は春秋二季方物と記しているが、この年は更に五月に貢献がされている。これについては後節に詳説する。八年十月と九年十月の分は、実録に貢献の文字はないが、実録に載せた朝鮮使臣の齎来書中に、「不腆土儀。聊表微忱」「敬将土物。聊表微忱」とあるのは、通例貢單（礼單）に記する常套語であるから、秋季歳幣があったと見て誤りない。しかしこれについても後で触れる。天聰は十年四月で終り、五月は改元して崇徳になるが、五月六日には朝鮮人の往来を厳しく取締る命令が出され、十月には朝鮮使臣拜米の齎した朝鮮国書は受領されず拜米と共に返還されて、まさに国交断絶の状態に至るから、天聰十年（崇徳元年）の秋季歳幣はあり得ないのである。

以上によつて明らかな如く、天聰年間の朝鮮の歳幣は、十年度を除き、毎年二回送られている。春季と秋季という規約であった様である。この外に朝鮮国王の祖母の死に際し、後金から遣使弔喪がなされ、朝鮮からの謝恩貢献があったり、その他にも貢献が行われたことがあるが、これらは歳貢ではないので除いてある。天聰元年三月江華島における和議交渉で劉興祚は朝鮮国王に対して「汝国所産財物牲畜。毎年循礼貢献。爾親定額数。」といい、同月平壤での盟誓中には「自盟之後。朝鮮国王李倬應進滿洲国皇帝礼物。」とあり、五月王弟李覚の帰国に際して朝鮮国王に与えた後金国書には「至毎年往来之礼。王自知之。」とあって、後金は一定の歳幣額数を取決めようとしたが結局は朝鮮側にかわされ、朝鮮の感恩的な自由裁量に期待する如き態度に止まったことは先述の如くである。即ち貢額も回数も明確な決定はなされなかったのである。従つて後金からすれば歳幣の額数が朝鮮の後金に対する態度を判定する基準になり、後に朝鮮の額数漸減と、そもそも期待に反した貢額とに対して、二回に及び歳幣増額を要求することになるのである。しかしそれは後述することにして、A表の通り一年二回の歳貢が朝鮮から後金へ行われたのであるが、朝鮮は何を基準として回数や時期や或は額数を決めたのであろうか。その理由を明かにしないが、推察されるのは明への朝貢が一つの基準になったのではない

かということである。朝鮮の対明朝貢は大明会典礼部・主客清吏司・朝貢一によれば

……自後每歲。聖節。正旦嘉靖十年外夷朝正旦者俱改冬至。皇太子千秋節。皆遣使奉表朝賀貢方物。

とあり、聖節と正旦と皇太子千秋節の三回である。貢物は同じ大明会典に「金銀器皿。螺鈿梳函。白綿袖。各色苧布。龍文簾席。各色細花席。豹皮。獺皮。黄毛筆。白綿紙。人參。種馬每三年四十四匹。」と品目だけが載せられている。朝鮮と明の關係

は「敵邦之臣事明朝。非自今始。君臣大義。一定不移。」と後金に対しても明言している如く君臣の關係であり、後金と朝鮮の兄弟の關係より重しと朝鮮の見るころである。従つて明に対して三回の朝貢がなされるとき、兄事する後金への貢賦が同じく三回に及ぶ理由はあり得ない。兄弟の關係から推すと、後金の皇太子が存在するとしても朝鮮国王と後金の皇太子は叔姪の關係に擬せられるから、叔父が甥姪に貢賦する筈はない。君臣關係の明の皇太子千秋節に朝鮮が貢賦する事例は兄弟關係の後金には適合しない。かくて明への三回より、皇太子の分を減じた二回が定期的な歳貢回数として採用されたのであろう。ここにも朝鮮の明と後金に対する態度があくまで差別的であることを示している。また二回の貢賦を行うなら、正旦と太宗の聖節が当然考えられるが、朝鮮の貢賦は太宗の誕生日の十月二十五日にも、正旦にも必ずしも当たっていない。莫然と春秋二季として、時期も一定せず行われたことをA表は示している。

ここで最近鴛淵一博士が論説された朝鮮国(王)来書簿来書簿を採り上げねばならぬが、それに拠ると朝鮮より後金に送った貢賦品の送り状である礼単はA表より遙かに多い。例えば天聰元年にはA表では七月と十一月の貢賦を挙げたが、九月にも礼単があり、七月と十一月とにはほぼ等しい名数が貢賦されている。このことは清太宗実録にも九月の条に朝鮮来書の文を載せてその末尾に「別幅所惠。謹領厚意。不腆土宜。隨書附去。惟諒不宣。」とあって、貢賦のあったことを記録している。しかしこれは義州撤兵に対する謝礼であり、後金が求めた歳幣とは別の性質の貢賦である。天聰二年分の来書簿の礼単は二月と八月にあり、A表歳幣時期と全く一致している。以上によつても天聰元年、二年における歳幣は年二回であり、「春秋輪歳幣」が軌道に乗つたものと見て差支えない。ところが天聰三年には来書簿は正月、三月、六月、九月に

札単があり、四回とも名数はほぼ一致している。しかし清太宗実録はA表の如く正月と九月に貢献を記録し、三月と六月には何等の記載もない。恐らくこれは別の理由をもつ貢献であり、後金は正月分、九月分を歳幣と認めたのである。天聰四年には二月、四月、七月、十二月に札単があるが、四月分は名目も三種で数量も少なく歳幣ではない。歳幣はA表によれば二月と七月である。十二月は名数は歳幣に匹敵するが、貢献の理由は別に在ると考える。天聰五年には来書簿の札単は三月に二回と八月に一回ある。三月分の前者は名数が可なり少なく、後者は前年または前々年の春季歳幣より数量が若干増加している。三月の二回分を合せると、天聰元年、二年の春季貢額に匹敵或は若干超過する。これは後述する様に、三月の先の分は多分この年の正月に貢献して額数減少を理由に却下された分であり、それをまた三月に改めて貢献するとともに、後の分を追加し、春季貢額として受領されたものと考ええる。八月分は太宗実録には「来貢秋季方物」との記録はないが、先に満文老檔によって推測A表に補足したものが当たっていたことを裏付けてくれる。天聰六年は来書簿には正月と十一月に札単がある。十一月分は先述の朝鮮国王の祖母への弔問に対する謝礼で秋季歳幣ではない。従って来書簿には九月の歳幣の札単は脱落しているのである。同様に八年十月の秋季札単も欠落している。九年十月には札単があるが、名数が寡少で歳幣とは考えられないが、天聰六年十一月の歳幣増額要求後の天聰七年以降は歳幣の貢献方法がそれ以前と異なり、額数が急増加すると共に、春秋二季にほぼ均等に配分して貢献されたのではなく、春季に大部分が貢献され、秋季は形式的に少量の貢献が行われる様に変更になったらしく考えられるので、更に今後の検討に俟ちたい。

### 三、歳幣の品目について

清朝実録も満文老檔も李朝実録も朝鮮よりの歳幣の品目と数量とを毎季には必ずしも示さない。この点については来書簿が唯一の確実な史料と見てよいであろう。それに記録される品目は延べて六十数種に及ぶが、全ての品目が毎年貢献されたものではない。なかには十年間に一度だけ貢献されたものもあり、天聰元年、二年だけに貢献され、以後は貢献され

なかつたものもある。逆に天聰六年以前にはなく、七年以降品目に加えられたものもある。元來朝鮮は貢獻を朝鮮の土産に限るべく強く主張したのであり、この原則は十年を通じて大体一貫している。後金が通商途絶した中国の産物を朝鮮を通じて入手したかの様に考えられるが、歳幣に関する限り決してそうではない。また例外として日本刀などが貢獻されたことなどが知られるが、その数量は極く少数である。天聰の十年間で、六年までと七年以降とは品目と数量に大きな変化があるが、a（十年間を通じて毎年貢獻されたか或は頻度の多い品目）、b（六年まで頻度の多い品目）、c（七年以降加えられ頻度の多い品目）、d（通じて頻度の少ないもの）に分けて表示する。

(B表)

- a 綿紬類(白綿紬 紅色紬 青色紬(藍色紬 草緑綿紬を含む)) 白苧布 白綿布(白木綿) 豹皮 水獺皮 青鼠皮 霜華紙 油氈  
花席 刀劔 丹木 胡椒 乾柿子 大棗 黄栗 胡桃 全鰓
- b 青布 各色潞洲紬 油扇
- c 白布 木綿類(正木綿 紅木綿 藍木綿 青木綿 黒木綿) 別花席 細氈席 白綿紙 茶(天地茶 雀舌茶) 銀杏 生梨 柿子  
榛子
- d 虎皮 長槍 弓子 大箭 筒介 馬 鞍具 好墨 朱紅 三綠 黄丹 同黄 一石子 荷葉 松脂 紫鼠皮 大口魚 大文魚 大鰓魚 八帶魚 海帶菜 各色有紋大綴 花絲紬 白苧扇 紅柿子

以上は大まかな分類であるが、貢獻品として主要なものはaであり、更に後金が要求したものがcのなかに出て来る。b dは朝鮮側の裁量によって贈獻されたが、後金側が余り歓迎しなかつたかまたは臨時的に附加された品目であり、朱紅などの顔料は特別の(例えば仏寺建立などの)要求があつて送られたものである。bの青布とcの白布は恐らく麻布であろう。綿布には白綿布、正木綿、紅木綿、青木綿等の名目が記され、苧布は白苧布と明記されているから、この青布白布はそれ以外のものでなければならぬ。しかも天聰六年後金の貢額増加要求のなかに麻布の要求があるが、この要求は六年以前の品目の増額を目指したものであるから、麻布は六年以前にも以後にも品目として存在したと考えられる。しかも麻

布に相当する品目は外に見えないから、六年までの青布の貢献と、七年以降代って記される白布が麻布であると見て誤らない。

これらの品物は筆者には不明のものが幾多もあるが、要するに朝鮮土産の雑多のものが貢献されているのである。そのなかでdに属するもの、例えば短劍、長槍、弓子、弓袋、大箭、筒介(矢筒?)、馬、鞍具等のごとく、或は好墨や朱紅以下の顔料のごとく、または紫鼠皮、大口魚、大口魚、大文魚、八帶魚、大鯪魚、紅柿子、栢子、榛子、海带菜等のごとく、一回または二三回の頻度に止まるものもあり、数量も決して多くはない。要するにこれらは歳幣の政治的・精神的な意味(親善友好)を象徴する珍品の貢献に過ぎないものである。貢献品の大宗は天聰六年まではa並びにbであり七年以後はaとcである。しかしそのなかで主要なものには綿紬、麻布、木綿等の織物類、豹皮、水獺皮、青鼠皮等の毛皮類、紙類、花席類、丹木、茶等である。これは天聰六年の後金の増貢要求から窺知される。

#### 四、歳幣の数量について

B表のabc群中より、主なものの品目と数量を各年度各季別に米書簿の歳幣礼単が記すところを表示して考察を加えることとする。

(C表)

白 綿 紬 (匹)	天聰	
	年・月	品目
50	元. 7	
20	元. 11	
50	2. 2	
150	2. 8	
80	3. 正	
30	3. 9	
70	4. 2	
50	4. 7	
60	5. 3	
50	5. 8	
50	6. 正	
50	7. 正	
200	7. 5	
200	8. 2	
200	9. 3	
400	10. 3	

天聰年間における朝鮮の歳幣について (江嶋)

水 獺 皮 (張)	豹 史 (張)	黒 木 綿 (匹)	(藍 青) 木木 綿 (匹)	紅 木 綿 (匹)	正 木 綿 (匹)	(白 白) 綿木 布 綿 (匹)	白 布 (匹)	青 布 (匹)	白 苧 布 (匹)	(青 草) 綠色 紬 (匹)	紅 色 紬 (匹)
	8							400	50	50	50
	3							300	20	10	10
	10							500	50	50	50
30	15					30		1,000	80	30	30
10	10					30		500	40	20	20
20	5					30		300	30	20	20
20	5					30		400	40	10	10
20	5					50		300	30		
40	8					50		600	50	20	20
30	5					50		400	40	10	10
30	5					50		400	40	10	10
50	10		200	100	1,500	200	50		50	50	50
200	50	300	300	300	5,000	1,000	400		200	200	200
200	50	300	300	300	5,000	1,000	400		200	200	200
200	50	300	400	300	5,000	1,000	400		200	200	200
200	50	300	400	300	8,000	1,000	600		200	200	200

胡 桃 (斗)	黄 栗 (斗)	大 棗 (斗)	乾 柿 子 (貼)	胡 椒 (斗)	丹 木 (斤)	別 花 席 (張)	花 席 (張)	白 綿 紙 (卷)	霜 華 紙 (卷)	虎 皮 (張)	青 鼠 皮 (張)
				8	100		15		80	4	
				5			10		100		
	10	10	30	10	100		20		100	3	
				10	100		20	500	200		50
10	10	10	40	15	200		20		90		10
				10	100		10		50		20
10	10	10	45	10	100		10		80		20
10	10			10	100		10		80		20
10	10	10	45	15	100		20		110		40
10	10			10	100		10		80		30
10	10	10	50	10	100		10		80		30
	10	10	50	10	100		50	500	100	2	100
	10	10	50	10	200	50	50	1,000	500		160
	10	10	50	10	200	50	50	1,000	500		160
	10	10	50	10	200	50	50	1,000	500		160
	10	10	50	10	200	50	50	1,000	1,000		200

短 (小倭劍) (柄)	長 (大倭劍) (柄)	雀 舌 茶 (封)	天 地 茶 (封)	全 鰻 (貼)	銀 杏 (斗)
5	5				
3					
5	5				
5	5				
	4			10	
	1			10	
	1			10	
	1			10	
	1			10	
	1			10	
4	4			10	10
8	8			10	10
8	8	50	50	10	10
8	8	50		10	10
20	20	50	50	10	10

来書簿には同時に貢献されて礼單が二つあるものがある。二年八月分、三年正月分、四年二月分などである。これは理由があると思われるが筆者にはまだ判然としない。C表では送り状二枚として合計した。五年三月分は二回に分けて貢献され、礼單も二つあるが、同年正月の歳幣が額数漸減の理由で却下されたので既送の分と追加増送した分と二回に亘って三月に貢献されたと解されるので同じく合計して表示した。C表で先づ気づくことは、天聰七年以後の貢献名数の増加である。木綿類が添加され、数量も従来に比して著しく増加している。綿紬、苧布、麻布、綿布の合計数量を抽出して増加の様子を見てみると、D表の如く、天聰七年五月以降の一回(すべて春季歳幣である)の貢献数量は六年以前各季(二年八月を例外とする)の十倍以上に増加している。六年以降の春秋二季の礼單が揃っていないので年度別の合計を比較出来ないが、元年から五年までの年間貢献額と、七年以降の春季貢額とを比較してもその増加は大体に六、七倍に上っている。なおその増額が七年正月から始まることも明らかである。増額は織物に限られず、毛皮、紙類、花席、丹木、刀劍等に及

(D表)

年	月	織布合計 (匹)
元年	7月	600
"	11月	360
2年	2月	700
"	8月	1,320
3年	正月	690
"	9月	430
4年	2月	560
"	7月	430
5年	3月	800
"	8月	560
6年	正月	560
7年	正月	2,250
"	5月	8,100
8年	2月	8,100
9年	3月	8,200
10年	3月	11,600

んでいる。毛皮については、豹皮、水獺皮、青鼠皮の合計が、二年八月は九五張、三年正月は三〇張、三年九月、四年二月、四年七月はいづれも四五張であるが、七年五月、八年二月、九年三月はいづれも四一〇張、十年三月は四五〇張と、同じく殆んど十倍に増加している。紙については、二年八月の七〇〇巻を除き、毎季少ない時は五〇巻、多くとも一一〇巻、普通は八〇乃至一〇〇巻であったものが、七年正月は六〇〇巻、七年五月、八年二月、九年三月は一五〇〇巻、十年三月は二〇〇〇巻と増加している。十五倍乃至二十倍の増額である。花席、丹木についても増加は五倍或は二倍であり、刀劍は総計してはいうに足らぬが、四年、五年、六年頃は僅か一本であったものが、七年五月以降は一六本、十年三月は四〇本に増加している。増額の殆んど見られないものは胡椒、乾柿子、大棗、黄粟、胡桃、全鰻等で、胡桃は七年から銀杏に変更されたが数量は同じである。これらのいはば嗜好品としての食品は、手土産として、貢献即ち朝鮮側という交際礼贖の本来的精神的意義をもつもので、数量も決して多額ではなく、経済的には殆んど意味を有たないと考えてよいであろう。後金側にもこれらについて増額の意志はなく、十年を通じてほぼ一定の額が守られ問題になっていない。なお八年二月以降は従来見えなかった茶が品目に加えられた。とにかく六年と七年の間に歳幣に大きな変更が加えられたことは明らかである。

(E表)

元年	7月	501匹
"	11月	40
2年	2月	150
"	8月	210
3年	正月	120
"	9月	70
4年	2月	90
"	7月	50
(5年	正月)	40

かゝる歳幣額数の増加が朝鮮側より積極的になされる筈はない。当然後金側の要求強制によるものである。今この間の経緯を述べると、前述の如く、天聰元年の歳幣交渉において後金は可なりの額数の貢献を要求した様であるが、朝鮮は歳幣の精神的側面即ち善隣友好の意義を主張し、且つ戦後の国土残破をも口実にして結果的には額数の自由裁量を克ちとつたのである。その後歳幣額数は元年貢額を基準とした形で続けられるが、三年、

四年に至ると漸減の傾向が見られる。これはC表D表によって明らかであるが、更に前半期に歳幣の主要产品であった綿紬類を例に示せば上の如くであり(E表)二年から四年までは春季秋季夫々に減少している。次の五年春季の歳幣はA表に示す如く五年三月であるが、実は五年正月に朝鮮の使者朴蘭英が瀋陽に至つて春季方物を貢献して額数漸減の故を以て却下された。それで改めて三月に追加増額して春季貢額をなすのであるが、先にも述べた如く、この三月分には礼単が二つあり、先の分が恐らく却下された正月歳幣の礼単で、後の分即ち来書簿に三月二十六日到的の礼単が追加分であるに違いない。C表には合計して示してあるが、今三月先着の分を却下された正月分と考えると、綿紬類合計四〇匹である。これをE表の四年七月の次につなげると漸減の傾向は一層明瞭である。勿論歳幣額数は春秋二季を合計して考えられねばならないが、各季にはまた自ら慣習的に夫々の数量が一定して来るのが通例と思われ<sup>正比</sup>る。今季別に各年次を比較してみると、二年春季の一五〇匹が三年春季には一二〇匹、四年には九〇匹、そして五年正月に至つては四〇匹と減少している。天聰五年正月に後金側が漸減の故を以て貢物を却下したのも無理はない。歳貢額の減少は両国関係の疏遠冷却にも通ずるのであり、経済的にも朝鮮に相当の期待を寄せた後金を裏切るものであり、むしろ数年を見守つていた後金が隠忍を破つたものと見られる。五年正月貢物を受領されないまゝに朝鮮の使者朴蘭英は帰国するのであるが、その帰国に際して後金は例に従い蘭英に鞍馬、銀両、貂皮を賞給し、使者の属員、通事、従員にも例の如く給賞し、更に英俄爾泰、龍什、庫爾纏、達

海等に命じて蘭英の館舎に朝鮮国王への贈物として人参を持参させている。この時恐らく蘭英に対し歳幣の漸減を責め増額につき説得がなされたに違いない。更に朴蘭英の帰国を伴送して阿朱戸、董納密等が朝鮮に派遣されたが、これも増額説得のためであろう。かくて朝鮮は三月に追加した貢献を余儀なくされているのである。しかし追加分合計においても例年の春季貢額に叱して若干の増加が見られるが、殆んど大差ない額数に過ぎなかったのである。その年八月に秋季貢献がなされたが、朝鮮は増額の意志を此度も殆んど示さなかった。かくして五年閏十一月、庫爾纏、滿達爾漢、董納密が朝鮮に派遣され、後金と朝鮮の間に横わる越境採参狩獵の問題、滿鮮人間の殺人盜奪に係る問題、明人上陸の問題、貢額漸減の問題等各方面に亘る交渉が行われた。同年十二月丙戌の清太宗実録は庫爾纏等帰国し「朝鮮国王貢額俱已従命」と奏言したことを記しているが、この奏言によると庫爾纏等の使命が歳幣増額を主眼としたものであったことは明らかである。庫爾纏は増額が承認された様に奏言しているが、しかし増額は決して朝鮮側の認めたものではなかった。だからその直後、五年十二月壬辰に朝鮮使臣張翼が六年元旦の方物を貢献したが「復違約闕額」と清太宗実録は記している。この約とは一月の庫爾纏等の決定を指すこととは言うまでもない。後金側は改定完了とし、朝鮮側は改定未承認の態度をとっているのである。六年正月己亥朔、朝鮮国使鄭義が朝賀の礼を行い、貢物を庭上に陳列貢献したが、C表に示す如く、五年八月の分とほぼ同額のものであった。後金側の不満は推察に難くない。鄭義の帰国に際し「遣書責之」とあるが、朝鮮側は態度を変更しなかった様である。次の六年九月初秋季分の札単が来書簿にはないので額数を確かめないが、恐らく前年秋季即ち五年八月分と大同小異の歳幣であったに違いない。清実録は却下のことを記録していないが李朝実録によるとこれは受領されなかった。かくて六年十一月再び貢額議定のために巴都礼、察哈刺、董納密等が派遣され、朝鮮に対して

毎年金百両、銀千両、綿紬千疋、麻布千疋、細布萬疋、豹皮百張、獺皮四百張、水牛角百副、蘇木二百觔、大紙千帙、次紙千帙、龍文細席一条、花席百条、胡椒一石、緑皮二百張、腰刀二十口、順刀二十口、松羅茶二百包

という要求がなされたのである。前年の庫爾纏の貢額議定の際はこれより低い額の提示がなされた様であるが、朝鮮側が

言を左右にして承認せず、その後も従前の例によって貢献を続けたので後金の反撥を買い、折から後金は国勢伸張に伴って対朝鮮の態度も強圧的となり、更に経済的要求が強くなってこの高額の要求をつきつけたと考えられる。この額は後述の如く従前に十倍する額であった。しかし朝鮮はなお要求に従わず、清太宗実録天聰六年十二月庚辰の条に朝鮮より帰つた巴都礼等の奏言には、

奏言。朝鮮国王於我国所定貢額。止給十分之一。金銀牛角謂非其国所出。不肯應命。

とある。我国所定貢額とは巴都礼議定貢額であり、従来の十倍に増額されたもの、その十分の一を給するとは、朝鮮側は従前通りの歳幣しか貢献しないことをいうのである。上文の続きに太宗は礼部に命じて「逐朝鮮使臣朴蘭英還。併却其貢物」けさせていることを見ると、巴都礼等帰国に同行して朴蘭英は再び六年秋季方物を齎来したが却下されたのである。ここに至って朝鮮は狼狽し、この多額の歳幣要求をそらすために、それまで拒否して来た前年の庫爾纏議定額を認めて、貢額をその線にとどめようと計った。清太宗実録天聰七年正月辛丑の条に「朝鮮国王遣礼部侍郎申得淵齎書。貢春秋二季方物」とあり、続けて来書の大略を載せている。それによると「自朴蘭英回。未見貴国復書。所献礼物亦未蒙收納。心甚不安。」と、朴蘭英が逐還され、歳幣が收納されなかったことを不安がっていることを述べ、ついで五年の庫爾纏と、六年の巴都礼の貢額議定の来差について次の様に云っている。

上年貴使雖曾将方物数目告我迎接之臣。尚未明白確定。貴国来書亦未言及。故未敢輕信。及鄭楡回得見復書。有庫爾纏議定之語。始知貴使所言實有所授之也。但敝邦地瘠民窮…中略…今番来使所言土產之數。又比前增十倍。有若不諒敝邦而然者。此非所望於貴国也。兩國相交。信使往来各以土物相遺。礼也。然不自量己力以為可繼之道。則是過情之礼。亦不能久。実非以誠心相待之意。故就庫爾纏所言之數目。除非土產外。悉從所議。欲以此定為恒規。此乃敝邦竭力而為之者也。秋价虚還。春期遽迫。欲止貢獻春季礼物則心有未安。一時俱送則力有所難及。且貴国差遣大臣。意非偶然。不可以無書之故而闕焉不報。故謹此專差近臣致書。兼送秋季礼物。伏冀照納。春差之行。因此未免稍遲。…下略…

上年の貴使とは庫爾纏のことであるが、方物数目の改定交渉は庫爾纏等と接待の臣下との話合いに過ぎず、決して明白に確定したのではない。かゝる重要な交渉ならば庫爾纏持参の国書に当然言及されておるべきに言及されておらず、従って庫爾纏の申入れが貴政府の命令下になされたか否かも判然しなかつたので単に私的な話合いとして了解し、貴政府の要請とは思わなかつたと弁解している。これは五年十一月の貢額議定交渉のことを言っているのである。六年正月鄭義（朝鮮側の鄭楹）が朝賀貢獻して帰るに際し、貢額不足を譴責する国書を後金を送ったことは先述したが、朝鮮国王はその国書を見て始めて庫爾纏の改定要求が後金の命令であったことを知ったと述べ、しかも庫爾纏改定貢額の土産物だけを弁済するにも地瘠民窮の朝鮮では困難であるに、加えて後金軍侵入時の災害のため国土疲弊しており、故に心ならずも増額に應ずる余裕はない。それなのに今番の来使巴都礼の増額要求は更に過大であり従来の額数に比べ十倍に上る。これは朝鮮の事情を無視した増額であり、どうか取消しに願いたいと柔軟に扱って六年十一月の増額要求を拒否しようとしている。次いで朝鮮の考える両国交際の在り方を述べ、国力相應の土産を贈与し合うのが永続的交際の道であり、経済的要求（負担）を増大させる過情の礼は慎むべきこと、交隣には精神的な面を重視すべきことを述べて、今次の増額要求がかゝる交際の在り方に背くことを言外に匂わせ、しかも後金の増額要求を拒否し得ずと見て、一転して五年十一月庫爾纏申入れの数目朝鮮土産のものに限って増額に應じてこれを定額にしようとして述べている。そしてそれが精一杯の努力であるといっているのである。更に続けて、秋季の使者が虚しく還りとおるのは六年九月及び六年十二月に送った秋季貢物が二度とも却下されたことを言うのである。太宗実録には六年九月に朝鮮が「貢秋季貢物」した記載があるが、何故か却下の記載がない。しかし李朝実録に「丁卯以後礼单之減逐年愈甚。殊無礼敬之意。不得不還送。」或は「虜汗不受秋信礼单」とあり、九月貢物が受領されなかつたのは確かである。それで巴都礼議定交渉の後で、その帰国に同行して朴蘭英が十二月に再度秋季貢物のため派遣されたが、額数が従前の通りであったから再び却下された。このことは上掲朝鮮来書の下文に「此專差近臣致書。兼送秋季礼物」とあることから、七年正月申得淵の齎したものが六年秋季礼物であり、従って秋季貢物がそれまで完了し

ていなかったことが知られる。再度に亘って秋季貢献が却下され、後金の増額要求が強いことが明かとなり、庫爾纏議定額で問題を收拾しようとする朝鮮にとって、未了の秋季貢献を送らねばならぬし、七年春季貢献も目前に迫っている。六年秋季未了のまゝで七年春季を送るのも不安であり、両方一時に送るには力及ばない。それで秋季分を庫爾纏議定額に準拠して送るから受領して頂きたい、春季分は少し遅れるから了解してくれというのが上の朝鮮来書の主旨である。ただ明かに秋季歳幣であるのを何故春秋二季分と後金側が記録したか、正月であったから単に体裁を整えたのかは解らない。しかしこれが先例となり、春に二季分の大部分を貢献することにもなった様である。なお同国書の後文に春季歳幣は稍遅延を免れずとあるので、七年五月の貢献が七年の春季のものに相当すると考えられる。これ以後八年、九年、十年には来書簿の歳幣礼単は二月乃至三月の春季分しか残されていない。清太宗実録にも七年、八年、九年共に秋季方物等の季分を明示する語を記録せず、A表に見る如くただ貢献を示す語が記されているのみである。勿論この外に貢献がなかったのではなく、例えば九年には九月分、十月分、十二月分に来書簿の礼単があるが、特殊のもの（顔料）か、少量のもので歳幣とは考えられない。これらのことを考えると、七年五月以降朝鮮の歳幣は春季貢献を主とするものとなり、不足分の若干が秋季に追加貢献されることになったと推定し得るのではなからうか。後金側が七年以降秋季方物等の語を明記しないのは、歳幣が春季にほぼ一本化され、秋季は採りあげて言うに足りなくなったからであろうと考えられる。このことは天聰十年三月の貢額を見ると大体裏付け得る。例えば綿紬類八〇〇匹、麻布類八〇〇匹、木綿類一〇〇〇匹、毛皮類四〇〇張、花席一〇〇条、龍文細席一条、紙類二〇〇卷、刀劍四〇柄、胡椒一石、茶一〇〇封は、六年十一月の巴都礼議定額数に若干の不足があるが、非常に近い。即ち春季に貢額の大部分が貢献されたことを示している。同時にこの貢額は朝鮮が庫爾纏議定額数に一定しようとした抵抗が結局崩れて、巴都礼要求増額を承認せざるを得なくなったことも示している。後金は六年要求の増額をその後も強制した。例えば太宗実録天聰九年十月壬寅、同十二月丙戌、同十二月丙申等の条によれば、十二月に朝鮮に派遣された馬福塔、穆祐等が礼幣増補の論を行い、それに対する朝鮮の辯解が見られ、十二月に更に馬福

塔等が齎らした朝鮮国王に与える書に「王今不遵定額。而故為減少。豈非重利而輕朕乎。」という言葉が見える。これらの交渉における両国の齟齬は定額として後金が巴都礼議定額を主張し、朝鮮が庫爾纏議定額に遵う立場をとったことにある。そして朝鮮の抵抗も十年に至り後金の力を背景とする圧力に屈服せざるを得なかったのである。なお附言すれば、以上の説明からも窺れる如く、七年五月、八年二月、九年三月（A、C表参照）の貢額が、庫爾纏議定の額数をほぼ示すものと考えてよい。即ち庫爾纏議定額は巴都礼議定額より低く、従来の五・六倍程度の増額である。六年十一月巴都礼増額申入れを受けて、それまで拒否していた五年十一月の庫爾纏要求増額を承認し、その定額化に朝鮮が固執したのはそのためであることは言うまでもない。

## 結

以上の朝鮮歳幣の実態とその増額の経緯は当然後金国の国力発展や朝鮮国内の事大派交隣派勢力の伸縮などを背景にして展開されたのであり、それを明かにし関連させることによって歳幣の精神的経済的意義づけも一層明瞭になると考え、それは次の機会にゆづり、今は来書簿の礼単を主とした歳幣の品目数量の変遷を明かにしただけで終りたい。ただ最後に朝鮮歳幣について従来説かれた過大評価を訂正しておきたい。朝鮮歳幣について従来言われたことは、後金は国内の貧弱な物資と、中国との貿易途絶による経済的窮迫を補わんために、丁卯の朝鮮遠征後多額の歳幣を朝鮮に強要し、或は中江、会寧に開市を求めて貿易の利を収めたという意見である。先掲の田川孝三氏の「毛文龍と朝鮮との関係」もこの説であり、近くは鷺淵一氏の「朝鮮国米書簿の研究(一)」にも来書簿の第一文書即ち天聰元年七月分の来書の解説に「尚この時の礼単に、白綿紬五十四、白苧布五十四以下数々の品目を記す所によると、朝鮮王廷が相当多量の品目を送ったことは疑いなく、以後に於る通交の状況から判じても、物質に乏しい満洲側が朝鮮の物品を欲したことがよく伺えると思う。」と述べられ、相当多量の物資が貢献されたと考察されている。後金が朝鮮の物資を欲したことは事実であるが、欲した通り

に受領出来たか否かは別問題である。多量とか多額とかは基準の採り方に依るが、今歳幣に限っていえば、天聰元年から六年まで、朝鮮が自主裁量によって贈った歳幣が後金にとつても朝鮮にとつてもその国家財政の上で果して多額と言えるものであったろうか。天聰元年を例にとれば、綿紬青布計六〇〇匹、虎皮豹皮十二張、紙八〇卷、花席一五条、長短劍一〇柄、馬二匹、鞍具二部、丹木一〇〇斤、胡椒八斗等々が、後金国家の財政にどれだけの補助となり得たか。後の巴都礼議定に、そして恐らく庫爾纏議定にも後金が要求し、朝鮮が土産でないとして頑強に拒否した黄金一〇〇両、銀一〇〇〇両にしても、決して後金の財政を潤おす程の額ではない。当時後金国に行われていた罰銀制の銀高や、戦功者或は戦死戦傷者等に対する賞銀賞給の例、更に滿文老檔太宗の卷々に見える数限りない賜与賞給等の例を考へても、その莫大な量に比して朝鮮の歳幣額は言うに足りない額である。往時の遼北宋、或は金南宋間の歳幣などには勿論比ぶべくもないが、そもそもこれは歳幣などと改まって言うほどの額ではないのである。当時の後金は戦争継続中で物資が不足していたこと、朝鮮からもっと多量の物資を得ることを希望していたことは明かであるが、朝鮮の貢献がその物資不足を補う程の数量でなかったことも明かである。やはり朝鮮の主張する如く、交隣友好の精神的意味を儀礼的に表示する交際礼贖であり、経済的意義は極めて低いものであったと見られねばならない。これに対して後金は戦勝者的意識を以てこれを歳幣化しようとし、経済的意義を重んじようとしたが、朝鮮の抵抗と、当時後金の置かれていた国際的な危機の状態即ち対蒙古（主として察哈爾）関係の悪化、对中国戦争継続中という関係のなかで、孤立化を恐れて朝鮮に対して強圧政策を採り得ず、親善友好関係の樹立保持を第一とし、朝鮮の主張を承認した形をとらざるを得なかったのである。しかし蒙古経略の進展、中国本土侵入による国威の伸張等、優越した状勢を築きあげるにつれて、朝鮮に対しても従来態度を漸次変更し、歳幣増額を要求して経済的側面を強く押出して来る。これが五年十一月の庫爾纏の、そして六年十一月の巴都礼の増額交渉となつて現れ、朝鮮に強制して七年以後の増額、更に十年の増額を達成するのである。ここに至つて朝鮮の貢献は交際礼贖としての性格から歳幣としての性格を強め後金国家経済の補充としての役割の一端を負うことになると言へるのである

まいか。なお朝鮮の歳幣に対する反対給付である後金の回賜には殆んど触れなかったが、中国的な朝貢貿易における等価的交換では決してなく、勝者的立場をとる後金が朝鮮に課した不平等的な交換であった。しかしその問題は後日に譲ることとしたい。

註

- (1) 神田信夫氏朝鮮学報第37・38合併号「満文老檔に見える毛文竜等の書簡について」鴛淵一博士遊牧社会史研究第33冊「朝鮮国来書簿の研究(一)」
- (2) 李朝実録仁祖五年二月庚戌
- (3) 李朝実録仁祖五年二月壬子
- (4) 李朝定録仁祖五年二月壬子
- (5) 李朝実録仁祖五年二月乙丑
- (6) 満文老檔太宗148頁(満文老檔研究会訳註本以下同じ)
- (7) 清太宗実録天聰十年正月壬戌
- (8) 鴛淵一博士前掲論文。京都の東洋学文献センターで筆者の見たものは「朝鮮国王来書簿」となっているが、鴛淵博士の言われる恭仁山荘(内藤)文庫所蔵本のリプリントであろうか。部分によっては復写が不鮮明で読み難い。
- (9) 鴛淵博士前掲論文II天聰元年九月分到来書解説。
- (10) 例えば満文老檔太宗3天聰十年四月二日の条には春季礼物の細目数量を示し、李朝実録には仁祖十年十一月辛亥、十一年正月丁巳、十一年三月戊申庚戌、十二年正月乙未丁酉、十四年二月己卯等に歳幣の名数を載せるが、毎季送迎した歳幣についての詳記はない。
- (11) 清太宗実録天聰五年正月庚子。
- (12) 前註の文に「朝鮮国春秋二季貢物俱有定額」の語が見える。註(11)に同じ。
- (13) 註(11)に同じ。
- (14) 清太宗実録天聰五年閏十一月庚子朔。
- (15) 清太宗実録天聰六年九月己亥、李朝実録仁祖十年九月壬戌、同十月戊辰、同十月甲午。なおこの時の使者は朴蘭英である。
- (16) 清太宗実録天聰六年十一月壬子、満文老檔太宗2天聰六年十一月十八日868頁、李朝実録仁祖十一年正月丁巳。
- (17) 朝鮮国王来書簿天聰七年正月初九日来到文書がこの実録の国書の原本であろうが大略同意である。
- (18) 註(15)の李朝実録の各条に同じ。

**On the Annual Contributions (歳幣) of  
Corea in the *Tenso* (天聰) Period**

Hisao EJIMA

I think the annual contributions of Corea in the *Tenso* period have been overestimated by scholars. Mr. Tagawa, Mr. Oshibuchi and others say that *Kōkin* (後金) required much annual contribution of Corea and obtained really much. But I am doubtful of the truth of this opinion. It is certain that *Kōkin* wished to obtain the materials of Corea, but we cannot say that *Kōkin* really acquired as much as she required. I think the annual contributions of Corea were not enough to make the finance of *Kōkin* rich.